

間のうち、昭和36年4月1日以前の期間に係るもの

- 4の2.第2項各号(第1号を除く。)に掲げる期間のうち、施行日の前日において法律によつて組織された共済組合(以下単に「共済組合」という。)が支給する退職年金(同日においてその受給権者が55歳に達していないものに限る。)又は減額退職年金(同日においてその受給権者が55歳に達していないものに限る。)の年金額の計算の基礎となつた期間であつて、昭和36年4月1日以後の期間に係るもの
- 5.通算対象期間のうち、旧保険料納付済期間及び旧保険料免除期間並びに第2項各号に掲げる期間である通算対象期間以外のものであつて昭和36年4月1日から施行日の前日までの期間に係るもの
- 6.施行日前の第2項各号に掲げる期間のうち、20歳に達した日の属する月前の期間及び60歳に達した日の属する月以後の期間に係るもの(昭和36年4月1日以後の期間に係るものに限る。)
- 7.施行日前に旧厚生年金保険法又は旧船員保険法による脱退手当金(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和36年法律第182号。以下「法律第182号」という。)附則第9条又は第15条の規定、厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和40年法律第104号)附則第17条の規定及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和40年法律第105号。附則第47条第1項において「法律第105号」という。)附則第19条の規定による脱退手当金を含む。)の支給を受けた者が、施行日から65歳に達する日の前日までの間に保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するに至つた場合におけるその者の当該脱退手当金の計算の基礎となつた期間に係る厚生年金保険又は船員保険の被保険者であつた期間のうち、昭和36年4月1日以後の期間に係るもの
- 7の2.共済組合が支給した退職一時金であつて政令で定めるものの計算の基礎となつた第2項各号(第1号を除く。)に掲げる期間のうち、昭和36年4月1日から施行日の前日までの期間に係るもの(第4号の2から第6号までに掲げる期間を除く。)
- 8.国会議員であつた期間(60歳以上であつた期間に係るものを除く。)のうち、昭和36年4月1日から昭和55年3月31日までの期間に係るもの(第3項に規定する第2項各号に掲げる期間並びに第4号の2、第5号、第7号及び前号に掲げる期間を除く。)
- 9.日本国内に住所を有さず、かつ、日本国籍を有していた期間(20歳に達した日の属する月前の期間及び60歳に達した日の属する月以後の期間に係るものを除く。)のうち、昭和36年4月1日から施行日の前日までの期間に係るもの(第3項に規定する第2項各号に掲げる期間並びに第4号の2、第5号、第7号及び第7号の2に掲げる期間を除く。)
- 10.昭和36年5月1日以後国籍法(昭和25年法律第147号)の規定により日本の国籍を取得した者(20歳に達した日の翌日から65歳に達した日の前日までの間に日本の国籍を取得した者に限る。)その他政令で定める者の日本国内に住所を有していた期間であつて、難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律(昭和56年法律第86号)による改正前の国民年金法第7条第1項に該当しなかつたため国民年金の被保険者とならなかつた期間(20歳に達した日の属する月前の期間及び60歳に達した日の属する月以後の期間に係るもの並びに第3項に規定する第2項

各号に掲げる期間並びに第4号の2、第5号、第7号及び第7号の2に掲げる期間を除く。)

11. 前号に掲げる者の日本国内に住所を有しなかつた期間(20歳未満であつた期間及び60歳以上であつた期間に係るものを除く。)のうち、昭和36年4月1日から当該日本の国籍を取得した日の前日(同号に規定する政令で定める者にあつては、政令で定める日)までの期間に係るもの(国民年金の被保険者期間、第3項に規定する第2項各号に掲げる期間並びに第4号の2、第5号、第7号及び第7号の2に掲げる期間を除く。)

《改正》昭60法105、《改正》昭60法106、《改正》昭60法108、《改正》平6法095

6 前項各号(第3号から第6号までを除く。)に掲げる期間の計算については、新国民年金法第11条の規定の例による。

7 第5項の規定により一又は二以上の同項各号に掲げる期間を国民年金の被保険者期間又は合算対象期間に算入する場合における当該期間の計算については、旧通則法第6条の規定を参酌して政令で定めるところによる。

《改正》昭60法108

《2項削除》昭60法108

8 附則第18条第1項並びに国民年金法第10条第1項及び第26条(同法第37条第4号附則第9条の2第1項及び第9条の2の2第1項において適用する場合を含む。)並びに同法附則第9条第1項の規定の適用について、平成3年4月1日前の第3種被保険者等(第3種被保険者及び船員任意継続被保険者をいう。以下この項、附則第47条第4項、第52条及び第82条第1項において同じ。)若しくは新船員組合員(昭和60年国家公務員共済改正法附則第32条第2項に規定する新船員組合員及び昭和60年地方公務員共済改正法附則第35条第2項に規定する新船員組合員をいう。以下この項において同じ。)である国民年金の被保険者であつた期間又は平成8年改正法附則第5条第1項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた同条第3項に規定する新船員組合員(以下この項において「旧適用法人船員組合員」という。)であつた期間につき第2号被保険者としての国民年金の被保険者期間を計算する場合には、新国民年金法第11条第1項及び第2項並びに第11条の2の規定にかかわらず、これらの規定によつて計算した期間に5分の6を乗じて得た期間をもつて第2号被保険者としての国民年金の被保険者期間とする。この場合において、第3種被保険者等、新船員組合員又は旧適用法人船員組合員であるかないかの区別に変更があつた月は、変更後の区別(同一の月において2回以上にわたり第3種被保険者等、新船員組合員又は旧適用法人船員組合員であるかないかの区別に変更があつたときは、最後の区別)の国民年金の被保険者であつた月とみなす。

《改正》昭60法105、《改正》昭60法108、《改正》平元法086、《改正》平6法095、《改正》平8法082、《改正》平12法018